

一般送配電事業者による非公開情報の 情報漏えいに係る再発防止策の検討

第 7 回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

令和 7 年 3 月 31 日



本日の御報告内容について

- 東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東電PG」という。）及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東電RP」という。）における非公開情報の漏えい事案については、令和6年6月25日に開催された第98回制度設計専門会合において、業務改善計画提出以降1年間を集中改善期間として、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）においてモニタリングを実施することとしたところ。
- 令和6年11月15日に開催された第3回制度設計・監視専門会合において、第1回モニタリングとして、委員会において両社の社長との面談を実施した旨、令和7年1月30日に開催された第5回制度設計・監視専門会合において、第2回モニタリングとして、委員会事務局において両社に対する現地ヒアリング等を実施した旨をそれぞれ御報告させていただいたところ。
- 本日は、**第3回モニタリング**として、委員会事務局において、**第1回、第2回のモニタリングとは異なるテーマ（①ITガバナンス、②委託先管理、③3線管理に係る内部統制）**を設けて、**両社に対するオンラインヒアリング（以下、「ヒアリング」という。）を実施**※したことから、その結果について御報告させていただく。

※確認の観点（後述）について、一般送配電事業者とみなし小売電気事業者に差異を設けており、東電RPに対しては一部確認していない項目がある。

(参考) 第1回モニタリングの概要

第3回 制度設計・監視専門会合
資料7 (令和6年11月15日)

- 第1回のモニタリングとして、電力・ガス取引監視等委員会において、東京電力PG及び東京電力RPの社長から、①既にどのような取組に着手したのか、②今後どのような点を意識しながら計画を実行していくのか、③自身が内部統制の強化にどのように関与し、リーダーシップを発揮していくのか、といった点を聞き取るため、両社の社長との面談を実施した。

【実施概要】

対象事業者	実施者	日時（方式）
東京電力パワーグリッド株式会社 （業務改善勧告対象事業者）	委員長 委員 事務局	令和6年10月15日（対面）
東京電力リニューアブルパワー株式会社 （業務改善指導対象事業者）	事務局	

(参考) 第2回モニタリングの概要

第5回 制度設計・監視専門会合
資料8 (令和7年1月30日)

- 第2回モニタリングとして、①法令遵守意識向上に係る取組、②3線管理に係る内部統制をテーマに、事務局にてヒアリングを実施した。

対象事業者	日時（方式）	確認対象部署・事業所
東京電力PG（業務改善勧告対象事業者）	令和6年12月17日、19日 （現地ヒアリング）	本社の確認事項所管部署 神奈川総支社
東京電力RP（業務改善指導対象事業者）	令和6年12月13日 （オンラインヒアリング）	本社の確認事項所管部署

第3回モニタリングの概要

- 第3回モニタリングとして、①ITガバナンス、②委託先管理、③3線管理に係る内部統制をテーマに、事務局にてヒアリングを実施した。

対象事業者	日時（方式）
東京電力RP（業務改善指導対象事業者）	令和7年2月20日 （オンラインヒアリング）
東京電力PG（業務改善勧告対象事業者）	令和7年2月25日 （オンラインヒアリング）

ヒアリングの内容（テーマ①：ITガバナンス）

- ITガバナンスについて、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
システム物理分割	✓ 物理分割プロジェクトについて、責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理がされているか ✓ システム物理分割に関する業務要件定義の実施に当たり、第2線が関与しているか
アクセスログ解析	✓ 非公開情報の管理の用に供するシステムについて、アクセスログ解析が行われているか
ID・パスワード管理	✓ ID・パスワード管理に関するルールが策定されているか。ルールの遵守状況がモニタリングされているか
EUC（End User Computing）※の開発・管理体制	✓ EUCの全社的な管理の枠組み（EUCの定義が行われているか、規程が整備されているか、管理台帳等により管理が行われているか、アクセス管理が行われているか、等）があるか

※一般的な定義の例としては、EUCとはシステムを利用して業務を行う業務部門の人員（エンドユーザー）が業務に必要なシステムを自ら開発し、当該システムを用いて情報の加工、編集、管理等の情報処理を行うことを言う。非公開情報が含まれるEUCについては、情報漏えい防止の観点から全社的な管理体制（管理規程の整備、EUCの運用実態の把握、アクセス権設定、等）が重要であると考えられる。

ヒアリングの内容（テーマ②：委託先管理）

- 委託先管理について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
全社的管理体制	✓ 外部委託先管理に係る規程が整備されているか ✓ 統括管理部署と各業務主管部署の役割・責任は明確になっているか ✓ 行為規制上重要な外部委託先について洗い出しが行われているか ✓ 行為規制に関する外部委託先の管理について、第2線が関与しているか ✓ 外部委託先の非公開情報に関する安全管理措置についてモニタリングが行われているか
特定関係事業者との受委託関係	✓ 一般送配電事業者とその特定関係事業者の双方から業務を受託している委託先について、非公開情報の漏えい防止の観点から、当該委託先との取り決めがあるか
災害対応時の業務委託	✓ 非常災害対応の発動・終了ルールが定められているか ✓ 非常災害対応時に取り扱う非公開情報は、必要最小限となっているか

ヒアリングの内容（テーマ③：3線管理に係る内部統制）

- 3線管理に係る内部統制について、主に以下の事項についてヒアリングを実施した。

確認事項	確認の観点
第2線の活動状況	✓ 3線管理体制のアップデート ✓ 第1線の活動に対するサポート実施状況 ✓ 第2線によるモニタリングの実施状況
第3線の活動状況	✓ 第3線による第1線、第2線に対する監査実施状況

ヒアリングに係る事務局の所感①

- 今回のヒアリングを通じて、以下のとおり**一定の成果**が見られることを確認した。
 - ①ITガバナンスに関して、**システム戦略方針やシステム開発計画が策定されていること、システム開発に関する各種ルールが整備されていること**
 - ②委託先管理に関して、**行為規制上重要な委託先が整理されていること、業務委託に関する各種規程や非常災害対応の発動・終了ルールが整備されていること**
 - ③ 3線管理体制に関して、**体制整備が進捗しており、第2線による第1線の活動状況に対するモニタリングや第3線による第2線の活動状況に対する内部監査が実施されていること**

ヒアリングに係る事務局の所感②

- 他方で、引き続き確認・議論すべき事項も確認された。
 - ①ITガバナンスに関して、**非公開情報を取扱うEUCの全社的な管理体制の十分性**
 - ②委託先管理に関して、**一般送配電事業者とみなし小売電気事業者の双方から業務委託を受けている会社における安全管理措置の実施状況**
 - ③ 3線管理体制に関して、**行為規制に関する一連の取組状況の結果に関して、外部の目線を取り入れた監督機関等で活発に議論されているか**

第4回モニタリングについて

- 前述した諸課題に係る改善状況及び両社の業務改善計画に記載のある他の取組に関して、第4回のモニタリング（オンラインヒアリング）を実施する予定である。
- 加えて、集中改善期間の最後には両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価（以下、「採点」という。）する予定である。

〈集中改善期間に係るモニタリングの計画〉

第1回(社長面談実施済)	第2回(ヒアリング実施済)	第3回(ヒアリング実施済)	第4回（実施予定）
✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダーシップなど	✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 3線管理に係る体制整備状況及び取組(リスク管理体制含む)など	✓ 第1回・第2回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の統制措置（委託先管理など）、情報伝達（ITガバナンスなど）に係る取組など	✓ 第1回～第3回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の残りの取組（内部通報制度等）など

前回モニタリングのフォローアップについて

- 昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の結果を踏まえ、**一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者（東電PGを除く、全18社）**に対して、**前回モニタリングで論点となった事項についてフォローアップを実施**する予定である。
- 当該フォローアップの結果については、東電PG及び東電RPの採点結果と合わせ、御報告させていただく予定である。

確認事項	主な確認の観点
全社的取組	✓ 従業員の行為規制遵守意識の向上に向けた取組状況 ✓ 3線管理体制の実施状況 ✓ 前回モニタリングにおける採点結果を受けた対応状況（前回モニタリング対象事業者）
委託先管理	✓ 行為規制上重要な委託先及び委託業務の洗い出し状況 ✓ 一般送配電事業者とその特定関係事業者から業務を受託している委託先の管理状況 ✓ 契約書の記載（情報の安全管理措置、監査権限） ✓ 委託先に対するモニタリングの実施状況
リスク評価	✓ 行為規制に係るリスク抽出・評価の実施、見直しの状況（リスクの網羅性の観点） ✓ 不正リスク評価
システム物理分割 ※一般送配電事業者のみ	✓ スケジュール及び進捗状況 ✓ 課題の有無

(参考) 今後のモニタリングについて

- 今後は両社の内部統制の強化状況について、実地確認やヒアリング等を通じてモニタリングをしていく。
- 原則として、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の手法・頻度・内容等を踏襲し、1年間の集中改善期間にわたりモニタリングをしていく予定である。また、集中改善期間の最後には、両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価する予定である。
- モニタリングの際には、両社の社長から説明がなされた内部統制及び再発防止策について、実際に機能しているか・効果が上がっているかといった点等について、確認していく。
- なお、当モニタリングの対象となっていない事業者※については、前回モニタリングにおいて論点となった点を中心として、年1回程度のオンラインヒアリングによるモニタリングを実施する予定である。

※既に集中改善期間が終了した14社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社